

令和4年9月

お客さま各位

長岡信用金庫

当座勘定規程の改定について

平素は、長岡信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、全国銀行協会では、令和4年11月に電子交換所を設立することを決定し、電子交換所設立以降は、全国各地に設置されている現在の手形交換所はすべて廃止となり、原則すべての小切手・手形が電子データで交換を行う電子交換所での取扱いに変更されます。

これに伴い当金庫は、下記のとおり当座勘定規程を改定させていただきます。

なお、改定日以前にご契約いただいたお客さまにも、改定後の規程が適用されますのでご了承ください。

何卒、ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1. 改定日

令和4年11月4日(金)

2. 改定する規定

- ・当座勘定規程（一般用）
- ・当座勘定規程（専用約束手形口用）

3. 主な改定内容

（当座勘定規程）

- ・振出人等への支払済手形の受戻期限の設定、及び同期限経過後の取扱い規定の追加
- ・イメージファイルにより印鑑照合・手形用紙確認を行う旨の免責規定への追加
- ・全国銀行個人信用情報センターにおける不渡情報照会の取扱廃止に伴う個人信用情報センターへの登録規定の削除

（手形用法・小切手用法）

- ・電子交換所システムの仕様（「,」（カンマ）がない場合は金額チェックでエラーになる）を踏まえ、チェックライターにより金額印字を行う場合には3桁ごとに「,」を印字するよう規定を追加
- ・電子交換所システムの仕様（JIS 第一水準、第二水準以外の文字は使用不可）を踏まえ、使用可能文字を一覧化し追加
- ・金額欄、銀行名、QRコード欄への記名なつ印、訂正印等の押なつ、金額複記または訂正等の記載被りを禁止する規定の追加、手形用紙へのメモ書き禁止箇所（手形・小切手文句、手形・小切手番号欄、QRコード欄）の追加


4. 新旧対照表

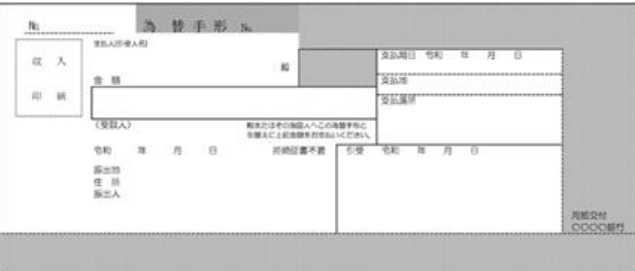
- ・当座勘定規程（専用約束手形口用）についても、同様の改定を行います。

<当座勘定規程（一般用）> ※下線部が改定箇所

改定後	改定前
<p>第7条（手形、小切手の支払）</p> <p>（1）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>（2）前項の支払にあたっては、<u>手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めること）を含みます。</u>があります。</p> <p>（3）<u>当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</u></p>	<p>第7条（手形、小切手の支払い）</p> <p>（1）（同左）</p> <p>（新設）</p> <p>（2）（同左）</p>
<p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p>（1）当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。</p> <p>（2）当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>（3）前2項以外の手形または小切手については、当金庫はその支払をしません。</p> <p>（4）<u>当座勘定からの支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当金庫宛に連絡してください。</u></p> <p>（5）手形用紙、小切手用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p>（6）<u>当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</u></p> <p>（7）<u>前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u></p>	<p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p>（1）～（3）（同左）</p> <p>（新設）</p> <p>（5）（同左）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

改定後	改定前
<p>第 16 条 (印鑑照合等)</p> <p>(1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名 (<u>電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます</u>) を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2) 手形、小切手として使用された用紙 (<u>電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます</u>) を、相当の注意をもって第 8 条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3) この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第 1 項と同様とします。</p>	<p>第 16 条 (印鑑照合等)</p> <p>(1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2) 手形、小切手として使用された用紙を、相当の注意をもって第 8 条の交付用紙であると認めて取り扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3) (同左)</p>
<p>(削除)</p>	<p>第 28 条 (個人信用情報センターへの登録)</p> <p>個人取引の場合において、つぎの各号の事由が一つでも生じたときは、その実を銀行協会の運営する個人信用情報センターに 5 年間 (ただし、下記第 3 号の事由の場合のみ 6 カ月間) 登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人信用情報機関の加盟会員は自己の取引上の判断のため利用できるものとします。</p> <p>①差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。</p> <p>②手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</p> <p>③手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。</p>
<p>第 28 条 (成年後見人等の届出)</p> <p>第 29 条 (保険事故発生時における預金者からの相殺)</p> <p>第 30 条 (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>第 31 条 (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p> <p>第 32 条 (規定の変更等)</p>	<p>第 29 条 (成年後見人等の届出)</p> <p>第 30 条 (保険事故発生時における預金者からの相殺)</p> <p>第 31 条 (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>第 32 条 (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p> <p>第 33 条 (規定の変更等)</p>

改定後	改定前																														
<p style="text-align: center;">約束手形用法</p> <p>4. (1)金額は所定の金額欄に記入してください。 (2)金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3……)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、<u>3桁ごとに「,」を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。</u> (3)金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u> (4)<u>金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p style="text-align: center;">約束手形法</p> <p>4. (1) (同左) (2)金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3……)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、★などの終止符号を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。 (3)金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壺、弍、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。</p> <p>(新設)</p>																														
<p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。<u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名、QRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。</p>																														
<p>6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺(クリアーバンド)などの余白部分(下図斜線部分)は使用しないでください。<u>また、記名なつ印や金額の複記その他の記載がQRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺(クリアーバンド)などの余白部分(下図斜線部分)は使用しないでください。</p>																														
<p>●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧</p> <table border="1" data-bbox="140 1442 785 1525"> <tr> <td></td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>漢数字</td> <td>壹</td> <td>壺</td> <td>弍</td> <td>弍</td> <td>参</td> <td>参</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="140 1534 785 1617"> <tr> <td></td> <td>7</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>10</td> <td>100</td> <td>1,000</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>漢数字</td> <td>七</td> <td>漆</td> <td>質</td> <td>八</td> <td>捌</td> <td>九</td> <td>玖</td> </tr> </table> <p><その他> 金、円、圓(円の異体字)、億 <u>※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控え下さい。</u></p> <p>●約束手形用紙</p> 		1	2	3	4	5	6	漢数字	壹	壺	弍	弍	参	参		7	8	9	10	100	1,000	10,000	漢数字	七	漆	質	八	捌	九	玖	<p>(新設)</p>
	1	2	3	4	5	6																									
漢数字	壹	壺	弍	弍	参	参																									
	7	8	9	10	100	1,000	10,000																								
漢数字	七	漆	質	八	捌	九	玖																								

改定後	改定前																																														
<p style="text-align: center;">為替手形用法</p> <p>5. (1)金額は所定の金額欄に記入してください。 (2)金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3……)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、<u>3桁ごとに「,」を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。</u> (3)金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u> (4)<u>金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重ならないようにしてください。</u></p>	<p style="text-align: center;">為替手形用法</p> <p>5. (同左) (2)金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3……)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、★などの終止符号を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。 (3)金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壺、弍、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。 (新設)</p>																																														
<p>6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。<u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名に重ならないようにしてください。</u></p>	<p>6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。</p>																																														
<p>●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧</p> <table border="1" data-bbox="145 1279 759 1373"> <tr> <td></td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>漢数字</td> <td>壹</td> <td>壺</td> <td>弍</td> <td>弐</td> <td>参</td> <td>陸</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="145 1384 791 1478"> <tr> <td></td> <td>7</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>10</td> <td>100</td> <td>1,000</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>漢数字</td> <td>七</td> <td>漆</td> <td>質</td> <td>八</td> <td>捌</td> <td>九</td> <td>玖</td> </tr> <tr> <td></td> <td>拾</td> <td>仕</td> <td>百</td> <td>陌</td> <td>佰</td> <td>千</td> <td>仟</td> </tr> <tr> <td></td> <td>万</td> <td>萬</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p><その他> 金、円、圓(円の異体字)、億 ※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控え下さい。</p> <p>●為替手形用紙</p> 		1	2	3	4	5	6	漢数字	壹	壺	弍	弐	参	陸		7	8	9	10	100	1,000	10,000	漢数字	七	漆	質	八	捌	九	玖		拾	仕	百	陌	佰	千	仟		万	萬						<p>(新設)</p>
	1	2	3	4	5	6																																									
漢数字	壹	壺	弍	弐	参	陸																																									
	7	8	9	10	100	1,000	10,000																																								
漢数字	七	漆	質	八	捌	九	玖																																								
	拾	仕	百	陌	佰	千	仟																																								
	万	萬																																													

